

## 徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会規程

### （設置）

第1条 乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する協議及び調整を行うため、徳島市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき、徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- （2）前号に掲げるもののほか、分科会が必要と認めるもの

### （組織）

第3条 分科会は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる者又は組織を代表する者で組織し、会長及び委員をもって組織する。

- （1）徳島市
- （2）運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）住民代表者
- （4）四国運輸局徳島運輸支局

2 会長及び委員は徳島市地域公共交通会議会長が、会議の開催ごとに指名する。

### （会長の職務等）

第4条 会長は、分科会を代表し、分科会の会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 会議は、会長が招集し会長が議長となる。

2 会議の開催は協議する協議運賃ごととする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる審議を行うことができる。

6 第4項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる会議の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる会議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。

（書面による審議）

第6条 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 分科会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、委員に持ち回り回議して会長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

（意見の聴取）

第7条 分科会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、徳島市地域公共交通会議事務局において処理する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。